

八雲町自治基本条例コーナー

八雲町の
「まちづくり」に
参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聞き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。

詳しくは、各担当課へ問い合わせさせていただくか、町のホームページをご覧ください。

八雲町自治基本 条例第14条の規定に基づき、 町民皆様から 広く意見を 公募します

【共通事項】 1. 提出できる方

(1) 町内に住所を有する方
(2) 住所を有していないくても、町内の事業所で働いている方、または学んでいる方

(3) 町内で活動する法人、団体

※年齢制限はありません。

2. 留意事項

意見の提出にあたっては、書面に必ず住所、氏名、(法人、その他団体の場合は、名称および代表者名)、電話番号を記載願います。記載がない場合は取り扱いできません。また、「1」「2」に該当する方は事業所名または学校等の名称を記載願います。個人情報情報は、本件の内部管理にのみ使用します。意見提出および検討結果の公表にあたっては、個人情報公表することとは一切ありません。

八雲町下水道事業経営 戦略および八雲町農業 集落排水事業経営戦略 (素案)について

1. 策定の趣旨

八雲町の下水道(農業集落排水を含む)事業は、施設の整備がほぼ完了し、事業運営も円滑に行われてきていますが、近年では、人口減少による汚水排出量の減少により下水道使用料収入が減少している一方、下水道施設の経年劣化が進み、今後は施設の修繕や更新にかかる費用が増加していく見込みであり、厳しい経営事情となっていくことが予想されます。

そのような厳しい状況が予想されていますが、下水道は快適な日常生活を送るために欠かすことのできないものであり、将来にわたって持続・安定的に事業運営を行っていく必要があることから、中長期的な視点に立ち、計画的かつ効率的な事業運営を行うことが求められます。

このことから、八雲町下水道事業の今後10年間の基本計画として、「八雲町下水道事業経営戦略」および「八雲町農業集落排水事業経営戦略」

の素案を策定しようとするものです。

2. 意見の募集期間

1月5日(木)～2月6日(月)

3. 資料の入手方法

- ① 次の場所へ備え付け
- ・ 八雲町役場環境水道課
- ・ 熊石総合支所地域振興課
- ・ 落部支所
- ② 町ホームページからのダウンロード
<http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/chousei/content0367.html>

4. 提出方法

- ① 書面の持参
(3) ① 備え付け場所と同様
- ② 郵送
〒049-3192
八雲町住初町138番地
八雲町役場環境水道課下水道管理係 宛

- ③ ファックス ④ 電子メール
kakyon@town.yakumo.lg.jp

※電話での申し込みは受け付けていません。

【問い合わせ先】

環境水道課下水道管理係
☎ 0137-632020
FAX 0137-621200

平成28年度 行政評価について

1. 募集の趣旨

平成27年度に実施した78事

務事業について行政評価を行い、目的や役割、必要性を検証し、町民と職員との共通認識のもとで、より効率的、効果的な事務事業の執行が行えるよう、町民から寄せられた意見を今後の事務事業の改善に結びつけるため実施します。

2. 意見の募集期間

1月5日(木)～2月6日(月)

3. 資料の入手方法

- ① 次の場所への備え付け
- ・ 八雲町役場行政改革推進室
- ・ 熊石総合支所地域振興課
- ・ 落部支所
- ② 町ホームページからのダウンロード
<http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/chousei/content0367.html>

4. 提出方法

- ① 書面の持参(3) ① 備え付け場所と同様
- ② 郵送 〒049-3192
八雲町住初町138番地
八雲町行政改革推進室推進係宛

- ③ ファックス ④ 電子メール
kikaku@town.yakumo.lg.jp

【問い合わせ先】

行政改革推進室推進係
☎ 0137-622300
FAX 0137-621200